



No.261
2016年 3月 15日

江 区 労 連 東

ニュース

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



四つ目通りを東陽町方面にデモする東京土建江東支部の仲間 (16/2/26)

山本区議会議員が、中崎江東区政は格差と貧困の是正どころか、オリンピックに関連したイベントばかり、さらに保護費削減や公的保育の民営化などを推し進めている。こうした区政を改め、平和憲法を暮らしに生かす区政を取り戻すために奮闘したい」と述べました。



【青年部発】江東区労連青年部は3月1日、青年部学習会を開催し4労組13名が参加しました。

地域から青年部をどう広げる？ 青年部が学習会

話を切り出しました。続いて労働組合って何だと本題に話がうっとりプロ野球選手会(組)のストの経験などの例を出し、労働組合は憲法21条ではなく、28条に基いた特別の団体だ」と述べ、平和あつての労働組合は戦争法に反対する決定的な時代の先頭にたつてほしい、青年労働者が人間らしい生活をおくるための最大のセーフティネットは労働組合だ」として安かろう悪かろうの格安が招く社会の劣化の問題に目を向けてほしいと述べました。

区民要求実現江東大運動実行委員会は2月26日、戦争法廃止・消費税増税反対・大幅賃上げなどを求めて怒りの江東地域総行動を展開しました。

早朝は区内7駅で宣伝行動を行い、6団体38人が参加、チラシ1335部を配布しました。日中は亀戸労基署・ハローワーク木場などと懇談要

地域から大幅賃上げ・戦争法廃止のうねりを！ 2・26 江東地域総行動に300人

杉浦さん 戦争法廃止に向けて平和の発信地江東からがんばろう、江東民商・上原さん

さん 郵便局は20万人の非正規が働いている、正規と非正規では賃金も段違いだ。希望する非正規の正社員化を実現させたい、江東生活と健康を守る会、佐藤さん アベノミクスで保護費がどんどん削られている、これではまともな生活ができない、保護費削減反対、社会保障制度の拡充を」とそれぞれ訴えました。

お知らせ

- ◆3・25木場昼デモ (16 国民春闘勝利)
日時…3月25日(金) 12:20 集合
場所…木場公園・南側入口付近
デモ…木場公園からアサガミプレスセンター
- ◆戦争法ぶっ潰せ江東区民大集会
日時…4月 6日(水) 18:30-
会場…江東区文化センター2F・大ホール
記念講演…小林節氏(慶応大学教授・弁護士)

地域労組こうとうが国会見学交流会

見て、聞いて、学んだ一日

【地域労組こうとう発】地域労組こうとうは2月27日、久々の野外交流会として「国会見学&学習会」を行い16名が参加しました。

戦争法や労働法制改悪など安倍政権による暴走政治が止まらない国会。いったい国会ではどんな議論がなされているのか、国会議員による学習会もセットで見えぬ国会の裏側に…。

まず第2議員会館に集合。土曜日でひっそりとした議員会館で、待っていたのは清水忠史議員。日本共産党選



【出】。いま法務委員会で議論されている盗聴法について学びました。清水議員は松竹芸能出身の異色議員。さすがコメディアン出身だけあり、笑いやジョークを織り交ぜながら盗聴法の危険なねらいをパワーポイント。この日のために買った？を駆使して話していただきました。盗聴法：労働組合には縁がないと思つたらとんでもない、権力が必要と思つたらなんでも盗聴され、それが強制捜査され、労働組合も弾圧の対象に。まさに戦争法と背中合わせの法律ですね。

【トピックス】
■第130回憲法9条守る9の日宣伝行動
区民要求実現江東大運動実行委員会は3月9日、第130回9の日宣伝を区内7駅で行い、11団体49名が参加、チラシ1790部を配布しました。

16江東国民春闘 区内79労組を訪問・対話

江東区労連は16国民春闘の共同を広げるとりくみの一環として、対話と共同、区内労組訪問行動を行っています。戦争法廃止2000万署名や春闘共闘のチラシ・労働法制改悪反対のチラシなどをもって訪問しました。

江東区労連は16国民春闘の月末回答を求めている」と答えてくれました。倉庫関係の組合の役員は「育児休暇など女性が働きやすい職場環境改善を求めている」と話しています。建設資材を扱う会社の組合の本部書記長は「景気は良くない、オリンピックはまったく具体化していない、マンション建設も少ない、賃上げは厳しい」と状況を話してくれました。

今年度変わった組合は今現在で136組合。あと2回の行動ですべてを回らさないと奮闘中。

労働相談の窓口から

前回の新しい労働相談を紹介しました。

【雇止め(パート・男性・議員の紹介)】
ある事業協同組合の事務のパートの男性、理事長より赤字で今後は業務を縮小するので契約を更新しないとされた。組合に加入して団交申し込めば、理事長が「解雇とは言っていない、今の職場の業務は減らすので、同業の他職種や他の職場で働いたほうが良い」と言った。3月で確かに契約は切れるが、それで終わりという事はしない」とその場で回答。本人と相談して再度交渉をもつことになりました。とりあえず、社長も3月31日できなりのクビにはしない話合い継続中は雇止めは事実上ないことに。

【雇止め(契約・女性・他労組からの紹介)】
保険関係のオペレーションの仕事で8年勤務していたが、2月下旬に3月31日で契約更新しないと通告された。理由を問うと、「昨年の仕事でミスがあった。云々」その問題の後に1年契約の更新をしており、雇止めの理由としては無理、団交を申し入れ、3月9日に第1回団交を行った。会社側は、具体的な事例をあげて、指導を行ったが改善が見られなかったため雇止めに至った」と述べたが、1年契約を8回も更新し、最後の契約時には職場の体制が変更になるなかで、十分な業務についての教育がなされていないことも明らかに。2回目の団交が16日に行われることになりました。

【仕事外し?労働条件変更(正規・女性・他労組から)】
ケアマネージャーとして勤務。新たな事業所を開設す